

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続人が揃わず分割ができないとき

Q：父が亡くなり、遺産分割をしようと思うのですが、相続人の1人である弟が外国へ行ったまま音信不通です。この場合、分割協議はできないのでしょうか。

A：家庭裁判所で、不存者の財産管理人の選任をしてもらい、その管理人を加えて分割協議をすることになります。

【解説】

遺産分割の協議は、共同相続人全員が参加することが必要で、一部の人を除外して行った協議は無効となります。ご質問のように、行方不明者がいた場合は協議ができず困ってしまいます。

このような場合には、家庭裁判所で不存者の財産管理人を選任してもらいます。ただし、不存者財産管理人の権限は、不存者の財産を維持することで、保存、利用、改良行為ができるだけです。遺産分割の協議に同意するためには、家庭裁判所の許可が必要になります。この不存者財産管理人の権限外行為の許可を得たうえで、不存者財産管理人を加えて他の共同相続人とともに遺産分割の協議をすることになります。

また、ご質問の場合、弟の生死不明が7年以上のときは家庭裁判所に申し立てて、失踪宣告の審判をしてもらうことができます。この審判があると、失踪した人は不明になってから7年経過したときに死亡したものとみなされます。しかし、身内の者は生死不明だからといって、失踪宣告の申立てには踏み切れない場合が多いものです。

